

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 1 月 27 日

多治見市長 古川 雅典



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小泉地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 12 月 4 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の有効利用を推進するため、農地中間管理機構の利用も含め、貸付希望農地を農地の有効利用に結び付けられるように農業委員や市を通し、農地の活用を図る。

6. 今後の地域農業のあり方

担い手への集約を図るとともに新規就農や企業参入等により、担い手の確保を図る。また、有害鳥獣対策の補助金などの活用を図り、農地の荒廃に歯止めをかける。ハウスを利用した栽培の拡大により高付加価値化、生産品目の明確化につなげる。